

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名 : 株式会社三邦工務店

業者の住所 : 千葉県市川市若宮一丁目17番5号

2 指名停止の期間 : 令和4年5月2日～令和4年6月1日(1か月)

3 指名停止の措置対象地区 : 関東甲信地区

4 事実概要

当該業者の代表取締役は、平成30年11月3日、千葉県市川市の当該業者資材置場において、当該業者の業務に関し、法定の除外事由がないにも関わらず、廃棄物である木材及び事務椅子合計約161キログラムを焼却した。

この件について、同社及び同社代表取締役は、令和2年1月14日、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、市川簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。

5 指名停止の理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成15年10月機構規程第83号)別表第2第15号(下記参照)に該当する。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象地区
1～14 省略	省略
(不正又は不誠実な行為)	
15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から発生地区又は全地区を対象として1か月以上9か月以内
16 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 045-222-9041(直通)